【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成30年9月20日

【会社名】 株式会社原弘産

【英訳名】 HARAKOSAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 本 貴 文

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894

【事務連絡者氏名】 取締役 津 野 浩 志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

也の者に対する割当 9,945,000円

新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 451,945,000円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の 総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の 合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株 予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社 が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財 産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,210,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	9,945,000円
発行価格	新株予約権1個につき4.5円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.045円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年11月12日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社原弘産 山口県下関市細江町二丁目2番1号
払込期日	平成30年11月12日(月)
割当日	平成30年11月12日(月)
払込取扱場所	株式会社山口銀行 本店営業部

- (注) 1.第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)については、平成30年9月20日開催の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、平成30年11月9日開催予定の臨時株主総会において、本新株予約権の発行に関する議案及び本新株予約権の発行に伴い必要となる当社の発行可能株式総数の変更(現状の175,000,000株を294,700,000株に変更)を目的とする定款の一部変更に関する議案について承認を受けることが条件となります。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
 - 4. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的 となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は221,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株)とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株末満の端数につい
新株予約権の行使	ては、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議に より、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。 1 . 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 れを切り捨てる。 2.本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、
	又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、2円とする。 3.行使価額の修正
	行使価額の修正は行わない。 4. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由(ただし、本項第(2)号の事由を除く。)により行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額をもって行使価額を調整する。
	調整後 = 調整前
	(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときは一当では、当該払込期での選別は降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときは予さいとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときは対象がの対の発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。取得情報をもって当社普通株主の無償割当をするときないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするよのとし、当前球を持つする場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の担保と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の無償と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の対債を含む。)、調整後行使価額は発行される取得請求権付株式、新株予約権行社債の組録な発行される取得請求権付株式、新株予約権付社債の場合は対力発生は、その日の翌日以降これを適用する。とし、その権利の割当のための基準日がある場合は入まで新株予約権付社債をの他の証券又は権利の発行されて当社普通株式が交付が出まで確定は日にでは対価を適用する。とい、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用を行さしる価額に、当該対価の確定時点で発行されたものとみなして行使値額調整後行で準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。当社の発行した取得条項付様式又は取得条項付新株予約権(新株予約権行社債に付されたものを含む。)の取得と対策体が対価の確定時間調整なで準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項符は無限、無限条項管はでものと日、当社の発行との取得条項付株式又は取得条項符(4)号に定めの確定である価額でものごり、の取得を行き、対域のでは対域を行き、対域のでは対域のでは対域を対域のでは対域を行き、対域のでは対域を行き、対域のでは対域を対域を対域のでは対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対

ないしの各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、 かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の 機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後 行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合におい て、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使し た本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、 次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

株式数 = (調整前行使価額 - 調整後行使価額)× 調整前行使価額により当該期間内に

調整後行使価額

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わ ない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未 満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の 調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整 前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2) 号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社 普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。) 又は、調 整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五 入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、 た、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当 社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除 した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付 普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通 株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当 社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を 完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後 の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮す る必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面に よりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その 他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第 (2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うこ とができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価額の総額

451,945,000円

(注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合に は、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は 減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額

- 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の 発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新 株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1 の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とす る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準 備金の額とする

新株予約権の行使 期間

平成30年11月13日(当日を含む。)から平成35年11月13日(当日を含む。)までとする。

	有叫此分 》
新株予約権の行使 請求の受付場所、 取次場所及び払込 取扱場所	1.本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部2.行使請求の取次場所 該当事項なし。3.行使請求の払込取扱場所 株式会社山口銀行 本店営業部
新株予約権の行使 の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の 取得の事由及び取 得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡 に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関す る事項	該当事項なし。
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は本新株予約権証券とともに)上表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の請求書(及び発行されている場合は本新株予約権証券)を上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株 予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の 規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定 める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

4. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、平成20年(2008年)の米国サブプライムローン問題の顕在化に端を発した世界的な景気後退によるわが国の経済の減速、金融市場の収縮、不動産市況の悪化による影響を受け、平成21年2月期より業績は大幅に悪化しました。大幅に経営環境が変化する中で、子会社整理、大幅な経費節減、たな卸資産の売却、有利子負債の圧縮等、財務体質の改善を進めつつ、選択と集中による子会社の処分や人員の適正化によってスリムな経営体質への転換に努め、安定的に収益が見込める不動産賃貸管理事業や仲介事業に注力してまいりました。さらには、平成27年6月に新たな事業分野としての中古戸建住宅・中古マンションを取得してのリフォーム販売、戸建企画住宅の販売等の販売用不動産の仕入及び開発資金を目的として、第三者割当増資を実施し、事業資金を確保、最終利益の黒字化を目指してまいりました。

こうした財務改善策を進めた結果、当社の有利子負債は、平成21年2月期には35,420百万円に上っておりましたが、過去のたな卸資産の売却をほぼ完了し、また債務の株式化を行って有利子負債の圧縮と資本の増強を進めつつ、財務基盤の拡充を図った結果、平成30年10月期第3四半期には、有利子負債を1,451百万円まで圧縮できました。しかしながら、これまでの財務改善策の実施によって金利負担が大幅に減るなどの一定の成果はあがったものの、増資後の業績は、営業利益、経常利益の黒字化には至っておりません。なお、具体的な決算期毎の状況は次のとおりです。

平成28年2月期(連結決算)は、増資した資金で建売住宅用地や中古マンションを仕入れましたが、竣工した建売住宅が契約できたものの顧客都合で期中に売却(引き渡し)できず、また、有利子負債返済のために簿価以下で物件売却せざるを得ず、たな卸資産評価損を計上したことにより、販管費を補える程の売上総利益を確保できず営業利益、経常利益の黒字化には至らず当期純損失399百万円を計上いたしました。

平成29年2月期(非連結決算)は、前期契約した建売住宅の売却や東京支店の閉鎖や子会社の解散による 非連結決算移行等を実行、経営体制が刷新されて社内改革を進めたものの、新たに仕入れた建売住宅が契約 に至らず、売上総利益は前期より増加したものの販管費を補える程ではなく、営業利益、経常利益の黒字化 には至らず当期純損失105百万円を計上いたしました。

決算期を変更し変則決算となった平成29年10月期(非連結)は、前期契約に至らなかった建売住宅の売却、事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売、新たな建売住宅用地を仕入れる等、積極的な営業活動を行ったものの、有利子負債返済のために簿価以下で物件売却したことにより、販管費を補える程の売上総利益を確保できず営業利益、経常利益の黒字化には至らず、また、固定資産の減損損失の計上により当期純損失1,033百万円を計上することとなりました。

このように平成27年6月に第三者割当増資を実施し、100百万円の事業資金を確保したものの、営業利益、経常利益を計上できず、最終利益を原資とした有利子負債の返済を実行することはできておりません。したがいまして、平成30年7月末時点における有利子負債残高1,451百万円のうち借入れ6案件1,247百万円

は、銀行等に元本返済の猶予をお願いしている状況が継続しており、銀行等から事業資金を調達できる状態には至っておらず、このような状況を改善するための資金調達手法について、複数検討してまいりました。前述のとおり、当社の現状の有利子負債残高は1,451百万円であり、そのうちの借入れ4案件合計655百万円については、約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済も猶予いただいている状況ですが、借入れ2案件合計796百万円については、債権者から当社に対して前記の元金、元金に対する未払いの約定利息及び元本の返済期限到来後に年14%の割合で発生している未払いの遅延損害金の全額の支払いを求められており、返済の猶予がなく早急に対応することが必要な状況となっています。ただし、当社は、債権者様との交渉が継続していることから、当該遅延損害金につき、その金額が確定していないため、当社の貸借対照表上、未払遅延損害金として負債に計上しておりません。当該2案件がこうした状況に至った経緯は次のとおりです。

風力発電事業のライセンス取得や運転資金等の事業資金のために発行していた社債の償還期限が到来する平成21年7月に当該社債償還費用として金融機関から借り入れた案件です。借入後、業績の低迷により弁済を猶予(返済期日を更新)いただいておりましたが、平成25年7月末に返済期日が到来しました。以降は、当社が弁済できない以上は返済期日が到来した状態を維持したいという先方の要望もあり、期日が到来した状態を維持しながら交渉を続けてまいりましたが、平成30年1月に債権が第三者へ譲渡されることとなりました。

平成22年7月に当社の連結子会社(平成22年11月清算)が分譲マンションのプロジェクト資金として借り入れたものの業績不振で会社を清算するにあたり平成22年7月に連帯保証人として債務を引き継いだ案件です。借入後、業績の低迷により弁済を猶予いただいておりましたが、平成25年10月末に返済期日が到来しました。以降は、当社が弁済できない以上は返済期日が到来した状態を維持したいという先方の要望もあり、期日が到来した状態を維持しながら交渉を続けてまいりましたが、平成30年3月に債権が第三者へ譲渡されることとなりました。

それぞれ返済期限が到来した有利子負債であり、期限の利益を喪失した状態です。第三者へ譲渡されて以降も解決に向けて交渉を続けておりますが、当社の厳しい財務状況の中、継続的に返済を求められる状況となりました。 の案件について、平成30年8月に譲渡後の債権者様へ当社に対して有する金銭債権(元本、約定利息及び遅延損害金)を割当予定先のグループ会社に譲渡していただくことを要請するなどの解決に向けて交渉を続けておりますが、譲渡の合意には至らず、継続的に返済計画の提示を求められている状況でございます。現状のままですと、賃料債権の差押え等の法的な強制執行手続きに移行してしまう可能性が存在します。差し押さえの可能性のある賃料収入は入居状況により変動いたしますが月額約5,700千円あり、借入れ2案件で抵当権を設定された物件が対象となります。かかる手段がとられた場合、対象物件となる月の賃料収入が全体の2割程度を占めるため、営業キャッシュフローの減少により資金繰りがショートする可能性があります。資金繰りが悪化した場合、他の協力的な金融機関も同様に強制執行等の手続きを取る可能性があります。これが更なる賃料収入の減少を招き、結果として事業の継続が不可能なほど営業キャッシュフローが減少することが考えられます。

平成30年10月期第3四半期時点の現預金は205百万円ですが、そのうち128百万円は、不動産オーナーからの預り金(管理物件の家賃等)であり、実質的な事業資金としては77百万円のみで、その資金を元に社員の給与、その他協力企業体への支払い等を含めた事業の運転資金を支出している状況であるため、キャッシュフローの悪化により販売用不動産の仕入れ、賃貸管理業務、取引先への支払い、債権者様への返済及び利払いが行えなくなる可能性があり、かかる状況が続くと事業の継続性が危ぶまれ、最悪破産手続きにより法人を清算せざるを得ない状況も考えられるところです。

そのような状況の中、様々なスポンサー候補と相談、交渉を行ってまいりましたが、借入先への返済に充当可能な額を提供してもらえる相手先が見つからない中、EVO FUNDからは、300百万円の融資を実行いただいた上で最終的には株主総会特別決議による授権枠拡大後の発行可能株式総数の上限に近い新株予約権の発行をすることで総額432百万円の資金提供をいただくことが可能である旨表明いただきました。

当社で早急に対処が必要である有利子負債796百万円に対して、この432百万円はその満額を返済できる金額ではございませんが、様々なスポンサー候補を回って出資を打診した結果、432百万円という金額は相談、交渉を行ってきた中でも最大金額であり、そのため現状当社が調達できる額の限界であると考えております。今後、既存債権者様と協議させていただき、当初300百万円の融資をもって借入金の返済に充当し、本新株予約権が全て行使された場合には残額の132百万円も同様に充当いたします。事業継続が危ぶまれ、破産手続きにより法人を清算するといった当社にとっての最悪の事態を回避できるかどうかは上記の協議の結果によるため不透明な面もありますが、本資金調達により既存債権者様と協議することが当社にとっての最悪の事態を回避するための最善の手段と考えており、このような手段で事業を継続させることが、既存株主様の利益に資するものであると考えております。なお、上記の既存債権者様との間の協議に進展があった場合には、速やかにその内容を開示いたします。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使の都度、段階的に調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、特に下記「2 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載の借入金の返済を本新株予約権の発行後1ヶ月以内に実施できるよう、本買取契約と同時に割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で、下記に記載する借入契約(以下、「本借入契約」といいます。)を締結することを決定いたしました。当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使により調達する資金を、本借入契約に基づく借入れ(以下、「本借入れ」といいます。)の返済に充当することを合意しております。したがって、本新株予約権の行使により調達する資金は、本借入契約の貸付金額の限度において、本借入れの返済に充当されることとなります。

(本借入契約の概要)

(1) 借入先

EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社

	,	虽出書(組込方式)
(2) 締結日	平成30年11月12日	
(3) 貸付金額	300百万円	
(4) 貸付実行日	本借入契約の締結から1ヶ月以内 1	
(5) 期間	貸付実行日から1年間 2	
(6) 金利	年率2.0%	
(7) 期限前返済	本新株予約権につき行使がなされた場合、当該行使に係る金銭が払い込まれた 日の翌取引日(当日を含む。)中に、当該行使により当社が調達した資金の全 額を借入先に弁済する。	
(8) 担保の有無	無担保	

- 1 貸付実行が締結から1ヶ月以内に行われることについては、借入先の資金繰りに一定営業日を要することを鑑みて、融資実行を滞りなく進捗させるために協議した結果です。
- 2 割当予定先からは、基本的に300百万円相当の本新株予約権は1年間以内に行使されることを想定しているものの、借入先から、1年間の累計行使金額が300百万円に満たない場合には、期間の延長の検討が可能である旨を当社代表取締役社長岡本貴文が、割当予定先の代表取締役であるマイケル・ラーチ氏より口頭で確認しております。
- (注)本借入れによる調達資金は、本新株予約権の使途と同様となります。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1)資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたが、下記「(4)本資金調達の特徴」に記載の本スキームの特徴及び「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載した資金使途に必要となる資金を、相当程度高い蓋然性をもって調達できる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の総額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。なお、下記の内容につき規定された本買取契約を割当予定先との間で締結するとともに、割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載した本借入契約を締結する予定であります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として2円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません(ただし、時価を下回る払込価額での株式の発行等により、当社普通株式が交付され、発行済みの当社普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、当該払込価額又は発行済みの当社普通株式数の増加率に応じて、行使価額も減額する方向で調整されます。)。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から原則として221,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません(行使価額の調整により調整を行う際は行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。)。

本買取契約上の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付されております。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。なお、割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の属性等を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとします。

(5) 他の資金調達方法

一般に事業資金を調達するには、借入れや社債等による有利子負債による調達と株式等の発行による資本の調達が考えられます。しかしながら、当社はこれまで取引銀行に対して元本返済の猶予をお願いしてきたという経緯もあり、現状で新規の借入れや新たな社債の発行について実施することは困難と判断しました。また、有利子負債圧縮やその金利負担圧縮に努めてきたことから、新規の借入れや新たな社債の発行は選択肢とはなりえませんでした。

そこで弊社は、新たに株式を募集することで株主資本の増強を図るとともに、資金調達により銀行等に対する返済資金を確保することを検討しました。その募集の方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことや、決議日から増資完了まで相当の時間を要することなどから選択肢から外れました。公募増資についても現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることが困難であると判断いたしました。そこで第三者割当による方法が現実的と考えました。

当社の現状の財務状況を鑑みると、一般的に通常行われる手法で十分な金額の調達は難しく、十分な金額の調達を引受けていただける投資家を見つけることは困難でありました。かかる財務状況の中、割当予定先から、行使価額を大幅にディスカウントするとともに、大規模な希薄化を伴う調達手法であれば432百万円の調達が可能である旨を受け、これが当社の現在の選択肢の中で最善であると判断いたしました。

なお、ローンと行使価額固定型の新株予約権を組み合わせる本資金調達手法は、経済的には、本借入れの貸付金額である3億円の限度において、行使価額固定型の転換社債(CB)と新株予約権の組み合わせと同等ですが、ローンを利用するほうが、社債券1個当たりの金額が固定されてしまう転換社債に対して、1円単位での返済が可能になる点及び期間の変更(延長)がより柔軟に行えるという点から、当事者間の合意により柔軟に設計できる範囲が広いため、当社にとってより望ましいと考えております。

(6) その他

本新株予約権の発行価額に関しましては、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表者:能勢元、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)が、基準となる当社株価22円(平成30年9月19日の終値)、権利行使価額2円、ボラティリティ42.55%(平成25年8月から平成30年8月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.060%(評価基準日における長期国債レート)、割引率32.60%(割引率として、リスクフリーレート-0.060%+市場リスクプレミアム8.9%[3対市場 0.798+クレジットコスト25.56%から算定した修正CAPMを利用)、配当率0%、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者買取契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シュミレーションにより算定したところ、オプションバリューの評価額は新株予約権1個当たり570円となっておりますが、割当予定先には本新株予約権1個当たり4.5円で発行するため、有利発行に該当する可能性があり、同じく平成30年11月9日開催予定の当社臨時株主総会にて、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

当社といたしましては、本件増資により調達する資金は、借入金の返済のための資金であり、調達資金を借入金の返済に充当することで、既存借入先との協議を行い、強制執行を含む法的手段によって当社事業の継続に支障を来す事態を避けることを目指します。調達資金を借入金の返済に充当することは、当社の事業を継続するための最善の手段と考えており、本件増資の資金使途については合理性があるものと判断しております。

また、本資金調達は、株主総会特別決議による授権枠拡大後の発行可能株式総数の上限に近い発行であるため、本資金調達の後、一定期間は追加のエクイティ・ファイナンスは難しくなりますが、本資金調達が現在当社にとって調達できる最大限度額であるため、調達資金をもって既存債権者様と交渉にあたることが最善であると考えております。なお、本資金調達が今後の事業計画に直接与える影響は軽微と考えておりますが、資金繰り計画を鑑みますと、債権者様が強制執行手続きを実施した場合には、現在辛うじて回っております当社の資金繰り計画に大きな影響を与えるため、資金繰りの悪化が事業計画に及ぼす影響は決して小さなものではありません。事業計画上、一時的に黒字となっている収益も、大幅に悪化するような状況に陥る可能性があります。そのため、本資金調達により既存債権者様と協議することが当社にとっての最悪の事態を回避するための最善の手段と考え、本資金調達を決断いたしました。したがいまして、役職員一丸となって本資金調達により最悪の事態を回避できるよう、また、その後の業績の黒字化等の会社再建に取り組んでまいる所存であります。株主・投資家の皆様のご理解を賜りたく存じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
451,945,000	20,000,000	431,945,000	

(注) 1.払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権の払込金額の総額

9,945,000円

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額

442,000,000円

- 2.発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、価額算定費用及び信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項が無い新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約432百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
本借入契約による借入金の元金の返済	300	平成30年12月 ~ 平成31年12月
借入金の元金、約定利息及び遅延損害金の返済	132	平成30年11月~ 平成35年10月

具体的な使途といたしましては、以下を予定しております。

本新株予約権の発行は、上記「4.本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達の目的」に記載の通り、今年1月と3月に第三者に譲渡された有利子負債2案件(合計796百万円)の元金の返済、約定利息及び遅延損害金の支払いを目的としておりますが、本新株予約権の発行時に、本借入契約を同時に締結することにより、発行から1ヶ月以内に300百万円のローンを割当予定先に実行いただき、この金額を上記有利子負債2

案件における既存借入れの元金の返済、約定利息及び遅延損害金に充当する予定ですので、その後、本新株予約権の行使がされた時は、まずの割当予定先との本借入契約に基づく借入金の返済に優先的に順次充当されます。

その後、本新株予約権の行使累計金額が本借入契約に基づく貸付金額である300百万円に達し、本借入契約に基づ く借入金を全額返済した以降は、本新株予約権の行使によって調達した資金は、 の上記有利子負債 2 案件におけ る既存借入先への元金の返済、約定利息及び遅延損害金の支払いに充当される予定です。

432百万円では、上記有利子負債2案件の元金(合計796百万円)の満額の返済、未払約定利息及び遅延損害金の支払いには不十分ではありますが、現状、債権者様に不義理をしている中で、現状当社のできる最大限の対応をすることにより、破産手続きの申立て、又は、強制執行などを含む法的手段によって当社事業の継続に支障を来す事態を避けることが、現在の当社の最大の課題であると認識しております。また、現状当社のできる最大限の対応を行ったとしても、上記有利子負債2案件(合計796百万円)の全額の返済、未払約定利息及び遅延損害金の支払いをすることができないため、上記有利子負債2案件の債権者様との今後の返済条件等に係る協議の結果次第では、破産手続きの申立て、又は、強制執行などを含む法的手段によって当社事業の継続に支障を来す事態になるリスクが存在します。

以上の施策を目的として、当社は平成30年9月20日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

	名称	EVO FUND(エボ ファンド)
a . 割当予定先の概要	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875円
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	出資の総額	払込資本金: 1米ドル 純資産:約24.1百万米ドル(平成29年12月31日時点)
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
	出資関係	該当事項はありません。
b . 提出者と割当予定 先との間の関係	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)に対して、資金調達について検討している旨伝えたところ、同社から本資金調達の提案を受けました。

次にどのような第三者割当増資が適当かについて検討し、出資の方法を交渉している中で、割当予定先から出資のタイミングを段階的にしたいとの要望がありました。銀行等に元本返済の猶予をお願いしている状況の中、交渉

状況に応じて出資を仰ぐこととし、割当予定先から本新株予約権の発行が行われることを条件として300百万円の融資を実行いただいた上で最終的には本新株予約権で総額432百万円の資金提供をいただくことにつき、合意いたしました(新株予約権の行使金額は、行使金額払込日の翌日までに随時当該融資に充当されます)。本新株予約権を割当てることで、権利行使期間内において、相当程度蓋然性高く資本増強を行うことができることとなります。弊社は、本新株予約権が一定の期間内に行使されればキャッシュフロー上のプラスに寄与すること、及び当初300百万円の借入れ実行による調達資金を債権者様に対する既存借入れの返済に充当すること等により、交渉を円滑に進めることができるものと判断し、割当予定先の要望を受入れ、本新株予約権により既存借入金返済資金を調達することといたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税 有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、複数の上場企業の第三者割当の方法による新株予約権増 資案件において、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与し た実績があります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代 田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用される ファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社である EVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island (代表取締役 マイケ ル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブロー カーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資 者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券 株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand CaymanKY1-9005, Cayman Islands 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX.なお、信 託であるため代表取締役は存在しません。)の 100%子会社であります。

当社といたしましては、本件増資における発行条件等は、既存株主様にとって短期的にはデメリットとなる可能性があるものの、既債権者様との交渉によっては事業継続が危ぶまれる現在の状況を回避するための最善の手段と考えており、このような手段で事業を継続させることが、既存株主様の利益に資するものであると考えております。

また、倒産といった当社にとっての最悪の事態を回避できるかどうかは既存債権者様との協議の結果によるため 不透明な面もありますが、この問題を解決し、今後の業績を早期に向上させることが、結果として株主の皆様に とっても最良の策であるものと考えており、再生に向けたパートナーとして同社が最適であると判断し、割当予定 先として選定いたしました。

- (注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。
- (3) 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数 EVO FUNDに割り当てる本新株予約権の目的である株式の数は、221,000,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、純投資とのことであり、今回発行する本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとのことであります。割当予定先からは、基本的には、当社の企業価値向上を支援しながら、株価の動向次第で、保有株式の売却等を検討する方針であると伺っております。しかしながら、本新株予約権発行後の株価推移や当社の財務状況によっては、割当予定先は当社の株式を一定期間保有する可能性も排除できないため、保有株式数や保有割合に制限は設けない予定です。

なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明 いただいております。

また、割当予定先からは、株価の動向次第では売却等の検討も行うと口頭にて伺っており、出来高に係る行使条項を特に規定していない中、本新株予約権の行使によって発行又は交付される株式が早期に売却される可能性もないとは言えないものの、割当予定先からは、当社が、本件増資により調達した資金を活用することで、業績改善が可能であるとの評価をいただいていることから、当社といたしましては、現時点において、割当予定先が、株価の著しい下落を伴うような短期的な売却を行う事態は想定しておらず、割当予定先からもその旨口頭にて確認しております。

当社といたしましては、割当予定先が、株価下落局面で取得した株式を大量に売却した場合、さらに株価下落に拍車のかかる可能性や、株価の上昇局面で大量に売却した場合、株価上昇が抑制される可能性は否めず、既存株主にとって不利益が生じる可能性があるものの、割当予定先の協力のもと、早期再生に向け踏み出すことが、結果として、企業価値の早期向上に繋がるものと認識しており、今回の割当が、現状考えられる最良の選択であると判断しており、また株価次第で早期に売却等を検討するとの割当予定先の保有方針はやむを得ないものと判断いたしました。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年8月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメ

ディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、 反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(東京都千代田区神田駿河台 3 番 4 号 代表取締役 脇山 太介)に割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、割当予定先及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(7) 特定引受人に関する事項

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、割当予定先である EVO FUNDが会社法第244条の2第1項に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の総議決権に関する内容です。

- a. 当該特定引受人がその引き受けた本新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数(当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数)は、2,210,000個です。
- b. 上記a. の本新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、2,210,000個です。
- c. 当該特定引受人がその引き受けた本新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の 議決権の数は、平成30年4月30日時点の総議決権数736,757個を基準とした場合、2,946,757個になります。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の払込金額(本新株予約権1個につき4.5円)については、当社の1株当たりの純資産額が1.09円(平成30年4月30日現在)であること、今後の当社の財務状況悪化に伴う上場廃止のリスク等を考慮した上で、普通株式1株当たりの払込金額(発行価額と行使価額の合計額)を、1株当たりの純資産額の2倍程度の金額とすることが、大規模な希薄化を伴う本新株予約権の発行にあたっての上限であるという割当予定先の意向をもとに、本新株予約権の行使価額(2円)をベースに、割当予定先との数度にわたる協議の結果決定したものであります。

なお、当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、株主の皆様に対する説明の参考とするため、公正価値の 算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アド バイザーズ株式会社(代表者:能勢元、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)に算定を依頼しました。

当該第三者算定機関は、基準となる当社株価22円(平成30年9月19日の終値)、権利行使価額2円、ボラティリティ42.55%(平成25年8月から平成30年8月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.060%(評価基準日における長期国債レート)、割引率32.60%(割引率として、リスクフリーレート-0.060%+市場リスクプレミアム8.9%質対市場 0.798+クレジットコスト25.56%から算定した修正CAPMを利用)、配当率0%、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、本新株予約権1個につき570円との評価である旨の報告を受けております。

当社といたしましては、本新株予約権の払込金額(1個につき4.5円)と比べると、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、平成30年11月9日開催予定の当社臨時株主総会にて、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

当該発行価額は、第三者評価機関による評価額と比べ著しく少額であり、行使価額も1株当たり2円であることから、相応に行使は進むものと思われますが、割当予定先は市場における株価や出来高の動向やその時点での保有議決権割合を踏まえ、行使するか否かを判断すると思われるため、こうした状況次第では、本新株予約権の行使が進まない可能性や一気に行使が進む可能性があります。

また、当社から異業種の上場会社や資産家等へ協力の打診をし、また数社から当社への打診もありましたが、前述いたしました通り、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けていただける投資家は見つからず、割当予定先への本新株予約権の発行によって、割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与するものと思われ、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日(平成35年11月13日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するもの

と仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、 1 株当たり株式価値の 希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価×発行済株式総数+行使価額×行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり 42,685株(最近1年間の日次売買高の中央値である 426,850株の 10%) ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、行使期間中に行使されなかった新株予約権は行使期間最終日(平成35年11月13日)にブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去における公募・売出の発行事例から算出した合理的と見積もられる一定の水準を想定し評価を実施しております。

. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり570円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり4.5円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当すると判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で221,000,000株(議決権ベースで 2,210,000個)であり、本新株予約権の目的となる株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は ありません。

なお、かかる最大の株式数は、平成30年4月30日現在の当社発行済株式総数73,692,398株(議決権数736,757個)に対して299.90%(議決権ベースで299.96%)となります。したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいます。)の有価証券上場規程第432条に基づき、平成30年11月9日開催予定の当社臨時株主総会にて、株主の皆様の意思確認を取らせていただくことといたしました。

参考までに直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高724,506株は、今回の増資により発行される最大交付株式数221,000,000株(潜在株式を含む。)の約0.33%程度であります。

割当予定先の保有方針は別掲いたしました通り、株価や市場動向により売却する可能性があります。割当予定先がこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主様の利益を損なう可能性があります。しかしながら、当社といたしましては、前述しております通り、本件増資により、銀行等に元本返済の猶予をお願いしている現在の状況を打破し、最悪の事態を脱することによる再建が期待できること等から、当社といたしましては、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数221,000,000株に係る議決権数2,210,000個は、当社の総議 決権数736,757個(平成30年4月30日現在)に占める割合が299.96%と25%以上となることから、「企業内容等の開示 に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証 券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4番1号)			221,000,000	75.00
株式会社フージャー スホールディングス	東京都千代田区丸の内二丁 目2番3号	1,388,900	1.89	1,388,900	0.47
出口 保幸	埼玉県草加市	1,302,100	1.77	1,302,100	0.44
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シ ティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	FOUR CHASE METROTECH CENTER, BROOKLYN, NY 11245, U.S.A. (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	1,199,100	1.63	1,199,100	0.41
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シ ティバンク、エヌ・ エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 1, CH- 4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿六丁目 27番30号)	1,000,000	1.36	1,000,000	0.34
藤井 昭	京都府京都市西京区	1,000,000	1.36	1,000,000	0.34
四元 秀一	大阪府大阪市鶴見区	1,000,000	1.36	1,000,000	0.34
加藤 福也	愛知県西尾市	1,000,000	1.36	1,000,000	0.34
西本 誠治	福岡県小郡市	825,000	1.12	825,000	0.28
森 文雄	東京都葛飾区	800,000	1.09	800,000	0.27
計		9,515,100	12.91	230,515,100	78.23

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年4月30日現在の株主 名簿を基準として記載しております。
 - 2.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年4月30日現在の総議決権数736,757個に基づき、本新株予約権の行使による株式の発行により増加する議決権数(2,210,000個)を加えた数で除して算出した数値となります。
 - 3.割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する 当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。
 - 4.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当増資によって増加する潜在株式数は、発行済株式数の約299.90%であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなるため、東証の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a. 経営陣から一定程度独立した者(第三者委員会、社外取締役、社外監査役等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 株主総会の決議など(勧告的決議を含む)の株主の意思確認

当社取締役会は、今回の増資が発行済株式数の約299.90%と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

なお、当社取締役会は、当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくためには、金融機関等からの借入れが円滑に行えることが重要であり、そのためには、金融機関等に元本返済の猶予をお願いしている状況を解消する必要があると考えております。本件増資によって当該状況を解消すれば、新規の不動産開発事業に着手することが可能になり、現在の安定事業である不動産賃貸管理事業を基盤に収益の上積みが期待できます。そこで、本件増資を行うことについて、その必要性を認めることができると判断いたしました。この判断につきましては、当社の監査等委員である取締役3名(全員社外取締役)が賛成の意見であることを確認しております。

また、本件増資の方法につきましても、新株予約権を割当てることで、銀行との交渉状況に応じた段階的な出資によって増資を図ることに関して、かかる手法には、現在の弊社における財務政策としては十分な合理性があると判断いたしました。この判断につきましても、当社の監査等委員である全取締役が賛成の意見であることを確認しております。

さらに、当社の監査等委員である全取締役は、当社における本件増資に至る手続きについて、会社法、金融商品取引法その他関係法令及び東証の定める諸規則内規に係る諸手続きを履践して行われる予定であること、並びに取締役会決議においては特別利害関係人にあたる取締役はいないことを確認しており、さらに本件増資の発行手続きに関しても相当との意見を表明しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件増資は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当増資に該当することとなります。このように本件増資は大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、東証の定める規則に従い、平成30年11月9日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様の意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本件増資を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でのご承認をいただくことを増資の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年9月20日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

省略

有利子負債への依存について

当社は、不動産開発用地の取得資金及び建築費の一部を、主として金融機関からの借入金により調達しているため、有利子負債への依存度が高い水準にあります。今後、有利子負債の圧縮を図るとともに自己資本の充実に注力する方針ではありますが、金融政策や経済情勢等により金利水準に変動があった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、返済期日を経過した場合において、今後の事業継続は、有利子負債の返済交渉の行方に左右される可能性があります。

~ 省略

第4回新株予約権の発行について

(ア)株主価値の希薄化について

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は221,000,000株であり、当社の発行済株式総数73,692,398株に対して299.90%と大規模な増資となり、一時的に株式価値が希薄化することとなります。

(イ)株主構成の変動リスク

本新株予約権の権利行使に伴い、新たに大株主の異動が生じ、大株主構成に変動が生じる可能性があります。

(ウ) 有利な発行価格及び行使価額にて本新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行条件の決定に際し、株主の皆様に対する説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(代表者:能勢元、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号)に算定を依頼しました。その結果、発行価格は本新株予約権1個につき570円、発行価額は1株につき5.7円となりましたが、割当予定先との協議の結果、発行価格は本新株予約権1個につき4.5円、発行価額は1株につき2円としたため、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断しており、当社の今後の株価推移に大きな影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日(平成30年1月29日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年9月20日)までの間に、次の臨時報告書を提出しております。

(平成30年1月29日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成30年1月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年1月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意

EDINET提出書類 株式会社原弘産(E03993) 有価証券届出書(組込方式)

思決定を実現するため監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規 定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務 執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に 発揮できる環境を整えるために新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監 査役の同意を得ております。

業務提携により取扱いを開始した電力需給契約の斡旋業務について新設するものであります。

上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

岡本 貴文、板井 均、津野 浩志を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

福田 享、星山 敏秀、浦 隆行を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額を年額7千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額2千万円以内とすることにつきお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	結果及び (対)割合 %)
第1号議案 定款一部変更の件	267,189	56,821	0	(注) 1	可決	82.46
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除 く。)3名選任の件				(;+) 2		
岡本 貴文	313,428	10,582	0	(注) 2	可決	96.73
板井 均	313,241	10,729	0		可決	96.68
津野 浩志	314,318	9,692	0		可決	97.00
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
福田 享	263,679	60,291	0	(注) 2	可決	81.38
星山 敏秀	263,685	60,325	0		可決	81.38
浦 隆行	264,722	59,288	0		可決	81.70
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除 く。)の報酬等の額設定の件	257,664	66,346	0	(注) 3	可決	79.52
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額 設定の件	261,086	62,558	0	(注) 3	可決	80.67

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自至	平成29年3月1日 平成29年10月31日	平成30年 1 月29日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	_	平成30年 5 月 1 日 平成30年 7 月31日	平成30年 9 月11日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 1 月26日

株式会社原弘産 取 締 役 会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明

業務執行社員

指定社員

業務執行社員

公認会計士

加藤由久

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる株式会社原弘産の平成29年3月1日から平成29年10月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表 について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表 示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営 者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明すること にある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準 は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、 これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監 査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検 討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会 社原弘産の平成29年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フロー の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において80,567千円の営業損失を計上 し、当事業年度においても27,436千円の営業損失を計上している。また、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延 長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞している。当該状況により、継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。な お、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は 継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社原弘産の平成29年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社原弘産が平成29年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年9月11日

株式会社原弘産取締役会御中

監 査 法 人 元 和

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明

指定社員 公認会計士 加 藤 由 久 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社原弘産の平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第33期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年5月1日から平成30年7月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年11月1日から平成30年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社原弘産の平成30年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において27,436千円の営業損失を計上し、当第3四半期累計期間においては32,556千円の営業利益を計上している。しかしながら、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。